平成２２年（フ）第１７５号
山形県東村山郡山辺町近江25番地62
債務者　吉本　チヨ
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７９号
山形市東原町３丁目13番20号　神保ハイツ２Ｆ北
債務者　冨澤　真理
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８０号
山形市江俣３丁目９番５号
債務者　呉　　俊彦
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８３号
山形市南館３丁目３番15号　ハイツ富南201号
債務者　鎌田　和人
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９０号
山形県東置賜郡川西町大字大舟1758番地の５
債務者　須藤知江美
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１３２号
群馬県館林市緑町１丁目14番10号　ハイツ森田―102
債務者　大橋　和幸
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第３５０号
愛知県岡崎市戸崎町字藤狭８番地149
債務者　岡田たか代
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３５６号
愛知県岡崎市大門５丁目12番地28、旧住所岐阜県多治見市精華町17番地の３　パレイシャル精華401
債務者　西久保真由
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３６４号
愛知県豊田市蘭町新田49番地16
債務者　大櫛　律史
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３８４号
愛知県西尾市羽塚町北側42番地２
債務者　水上　高昭
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１６号
群馬県沼田市東原新町1838番地16
債務者　内田　　力
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２２年（フ）第３４３号
大阪府枚方市牧野阪１丁目25番12―12号
債務者　中島　　誠
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６７９号
大阪府枚方市津田駅前２丁目27番15―101号
債務者　安達　義雄
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８２０号
大阪府茨木市玉櫛２丁目26番29号
債務者　伊月とめ子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９０６号
大阪府守口市大久保町３丁目７番２号
債務者　佐藤よし子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９１２号
大阪府東大阪市森河内東２丁目21番28号プリマヴェーラ高井田303号
債務者　岩﨑　　毅
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３００３号
大阪市福島区吉野４丁目28番10号レインボーハイツ吉野603号
債務者　辻村　忠正
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部